

福岡県による要請に応じて、【第6期】令和3年5月6日～19日の全ての期間に営業時間短縮を行った県内全域の事業者の皆さまに協力金を給付します。
【第5期】の要請期間については、「5月19日まで」を「5月5日まで」とします。

福岡県からの要請

	【第5期】	【第6期】
区域	①福岡市②久留米市	①福岡市②久留米市③その他市町村
要請期間	①令和3年4月22日(木)0時 ②令和3年4月25日(日)0時 ～5月5日(水)24時 ※やむを得ない理由がある場合、①4月24日②4月27日までに要請に応じた方が対象	令和3年5月6日(木)0時 ～19日(水)24時 ※やむを得ない理由がある場合、8日までに要請に応じた方が対象
要請対象施設	<p>○飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設が要請の対象 ※設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は要請の対象です。</p> <p>○次の施設は、飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設であっても要請の対象外 ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、結婚式場、葬儀場</p>	
要請内容	<p>○営業時間を5時から21時までの間とすること</p> <p>○酒類提供時間を11時からとし、オーダーストップは20時30分まで</p>	<p>①福岡市②久留米市 ○営業時間を5時から20時までの間とすること</p> <p>○酒類提供時間を11時からとし、オーダーストップは19時まで</p> <p>③その他市町村 ○営業時間を5時から21時までの間とすること</p> <p>○酒類提供時間を11時からとし、オーダーストップは20時まで</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○カラオケ喫茶やスナック等(カラオケボックス除く)のカラオケ設備の利用の自粛</p> </div>

1店舗あたりの給付額

		【第5期】	【第6期】																
給付額		<p>①福岡市:1日あたり給付額×14日間 ※要請対応開始日が4月23日の場合は13日間、4月24日の場合は12日間</p> <p>②久留米市:1日あたり給付額×11日間 ※要請対応開始日が4月26日の場合は10日間、4月27日の場合は9日間</p>	<p>1日あたり給付額×14日間 ※要請対応開始日が5月7日の場合は13日間、5月8日の場合は12日間</p>																
<p>中小企業(個人事業者含む)</p> <p>※売上高減少額方式の選択も可能</p>	売上高方式	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1日あたり売上高</th> <th>1日あたり給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8万3,333円以下</td> <td>2万5千円</td> </tr> <tr> <td>8万3,333円超 25万円未満</td> <td>1日あたり売上高の3割</td> </tr> <tr> <td>25万円以上</td> <td>7万5千円</td> </tr> </tbody> </table>	1日あたり売上高	1日あたり給付額	8万3,333円以下	2万5千円	8万3,333円超 25万円未満	1日あたり売上高の3割	25万円以上	7万5千円	<p>①福岡市②久留米市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1日あたり売上高</th> <th>1日あたり給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7万5千円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>7万5千円超 25万円未満</td> <td>1日あたり売上高の4割</td> </tr> <tr> <td>25万円以上</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③その他市町村:【第5期】と同額</p>	1日あたり売上高	1日あたり給付額	7万5千円以下	3万円	7万5千円超 25万円未満	1日あたり売上高の4割	25万円以上	10万円
1日あたり売上高	1日あたり給付額																		
8万3,333円以下	2万5千円																		
8万3,333円超 25万円未満	1日あたり売上高の3割																		
25万円以上	7万5千円																		
1日あたり売上高	1日あたり給付額																		
7万5千円以下	3万円																		
7万5千円超 25万円未満	1日あたり売上高の4割																		
25万円以上	10万円																		
大企業	売上高減少額方式	<p>[1日あたり給付額] 1日あたり売上高減少額の4割</p> <p>上限:「20万円」又は「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額</p>																	
		<p>上限:①福岡市②久留米市「20万円」 ③その他市町村【第5期】と同様</p>																	

給付要件

- 夜21時【第6期】の①福岡市及び②久留米市は20時)から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていること
- 要請期間の全ての期間に要請に応じていること。但し、やむを得ない理由がある場合、【第5期】において①福岡市:4月24日②久留米市:4月27日までに、【第6期】において5月8日までに要請に応じていること(※この期間、休業する場合も含む)
- 要請対象施設に関して、営業に必要な許認可を取得していること

必要書類

※必要書類の詳細については、確定次第改めて公表します。

- <売上高方式> 1日あたり売上高が、
8万3,333円【第6期】①福岡市②久留米市は7万5千円)以下の場合…①、② ※従来と同じ書類
" (")を超える場合…①、③
<売上高減少額方式>…①、③、④ ※【第1期】【第2期】【第3期】【第4期】のいずれかに申請済の場合は★
の書類は省略可

①	○申請書 ○誓約書 ○理由書※該当する場合のみ ○本人確認書類の写し(運転免許証など)※個人事業者のみ★ ○役員名簿(指定様式)※法人のみ★ ○通帳の写し★ ○店舗の外観全体(社名や店舗名)が分かる写真★ ○飲食店営業許可等、営業に必要な許認可を取得していることが分かる書類の写し ○営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真(変更前後の営業時間を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど) ○酒類の提供時間が分かる書類の写し又は写真(メニュー表など)※該当する場合のみ ○給付決定通知の写し【第1期】【第2期】【第3期】【第4期】のいずれか)※該当する場合のみ
②	【法人】(最新の事業年度分) ○法人税確定申告書別表一(一)(税務署の收受印又は税理士の証明印が有るもの)の写し★ 【個人事業者】(令和元年又は令和2年分) ○確定申告書B第一表(税務署の收受印又は税理士の証明印が有るもの)の写し★ ※確定申告書が提出できない場合は、直近3カ月の売上帳の写し。ただし、新規開業のため初回の確定申告の時期を迎えていない場合は、法人設立届出書又は開業届の写しでも可
③	【法人】(前年度又は前々年度分) ○法人税確定申告書別表一(一)(税務署の收受印又は税理士の証明印が有るもの)の写し ○法人事業概況説明書(月別売上高)の写し ○売上に係る売上帳等の帳簿の写し(店舗別の飲食事業と他の事業の売上が分けて記載されているもの) 【個人事業者】(令和元年又は令和2年分) ○所得税の確定申告書B第一表(税務署の收受印又は税理士の証明印が有るもの)の写し ○青色申告決算書(月別売上高)又は収支内訳書の写し ○売上に係る売上帳等の帳簿の写し(店舗別の飲食事業と他の事業の売上が分けて記載されているもの)
④	【法人・個人事業者共通】 ○令和3年の要請に応じた月の売上に係る売上帳等の写し(飲食事業と他の事業の売上が分けて記載されている)

[中小企業] ○ 飲食業…資本金等の額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人 ○ カラオケなどのサービス業…資本金等の額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
[大企業] 「中小企業に該当しない会社」または「みなし大企業」

[1日あたり売上高] 前年度又は前々年度の確定申告書の控え等に記載された時短要請月と同じ月の飲食部門の売上高(※)÷当該月の日数 ※不明の場合は飲食部門の年間売上高÷365(又は366)
[1日あたり売上高減少額] (前年度又は前々年度の時短要請月と同じ月の飲食部門の売上高-当該年度の時短要請月の飲食部門の売上高)÷当該月の日数

申請受付期間(電子申請・郵送申請)

【第5期】【第6期】いずれも令和3年5月20日(木)～6月19日(土)

協力金に関するお問い合わせ先

申請方法等についてはホームページを御覧いただくか、コールセンターにお問合せください。

福岡県感染拡大防止協力金ホームページ

福岡県感染拡大防止協力金



福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

TEL:0120-567-918 (平日、土、日、祝日 9時～17時)



福岡県新型コロナウイルス感染防止宣言ステッカーについて

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、「感染防止宣言ステッカー」を掲示して安心して利用できる店舗であることをお知らせしましょう。

<福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口> TEL:092-643-3599(9:00～18:00 平日)

